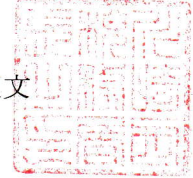


福島県大沼郡会津美里町米田字村中甲52

特定非営利活動法人会津ワイナリー会

理事 横山 義隆 殿

川崎西税務署長 木立 直文



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

令和3年3月8日付で申請のあった神奈川県川崎市多摩区宿河原六丁目725番2及び739番5宿河原パークハウス1番館5階501号(別紙図面に記載の酒類販売場の位置)の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和3年3月22日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

- 1 販売する酒類の範囲は、国産酒類のうちカタログ等(インターネット等によるものを含む。以下同じ)の発行年月日の属する会計年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する果実酒に限る。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。